



国際ロータリー第 2720 地区
2022～2023 年度

規定審議会報告会

地区管理運営部門

日時：2022 年 10 月 22 日（土）

13：00～15：00

形式：オンライン（ZOOM）

目 次

1. 規定審議会報告会プログラム	P1
2. 規定審議会の知識	P2
3. 参考資料	P3
①2022年規定審議会制定案審議結果	(P3~7)
②2016年・2019年・2022年規定審議決定事項 抜粋	(P8~9)
③ローターアククラブトに関する変化	(P10~12)
④細則について	(P13~15)
メイクアップカード	P16
— 別紙資料（エクセル） —	
評価書	
質問書	
オンライン評価書 URL・QRコード	

1.規定審議会報告会プログラム

 	<p>国際ロータリー第2720地区</p> <p>2022年規定審議会報告会</p> <p>日時：10月22日(土) 受付 12:30～</p> <p>場所：オンライン(ZOOM)</p>
---	---

規定審議会報告会プログラム		司会：クラブ管理運営委員長 村田 優子
12:30	ZOOM開室 ※12:30～13:00は注意事項を書いた動画が流れます	
13:00	開会	
13:02	ガバナー挨拶	ガバナー 堀川 貴史
13:07	管理運営部門長挨拶とプログラムの説明	管理運営部門長 本庄 伸子
13:15	規定審議会報告と解説 ①2022年4月規定審議会について ②2016年・2019年・2022年の比較 ③ローターアクトクラブの変化について	審議会地区代表議員 前田 眞実
14:15	休憩(5分)	
14:20	細則への反映について	管理運営部門長 本庄 伸子
14:35	細則変更の手順について	管理運営副部門長 大石 勉
14:50	質疑応答	
14:55	講評	ガバナー 堀川 貴史
15:00	終了 閉室	

2.規定審議会の知識

【 規定審議会とは 】

3年に1度開催される規定審議会では、ロータリーの組織規定に変更を加える制定案と、RI理事会の見解を表明する見解表明案について審議と投票が行われます。

【 審議会代表議員 】

地区は、地区につき1名の代表議員を3年任期で選出します。選ばれた代表議員は、任期中に開催される3回の決議審議会と1回の規定審議会に、地区の代表として出席します。

2020年7月1日から2023年6月30日までの任期を務める審議会代表議員を地区ガバナーが国際ロータリーに報告する締切日は、2020年6月30日でした。代表議員は以下の会合に出席します。

・2020年、2021年、2022年の決議審議会 ・2022年の規定審議会

【 決議審議会とは 】

決議審議会は、毎年オンラインで開催され、決議案と緊急制定案への投票が行われます。決議案とは、組織規定文書に記載されている事柄の範囲外で、RI理事会またはロータリー財団管理委員会による決定を求めるものです。また、決議案は、地域的または運営的な事柄に関するものより、ロータリー世界に影響を与えるものが理想とされます。緊急制定案とは、RI理事会により提案され、組織規定文書に変更を加えることを目的としています。次回の規定審議会（3年に1度開催）まで待てないと理事会が判断した場合に提出されます。

決議審議会では、全ロータリー地区の代表議員が、クラブ、地区、RI理事会、RIBIの審議会または大会によって提案された案件に投票します。採択された決議案は、その後、RI理事会または管理委員会によって審議されます。採択された緊急制定案に基づき、組織規定文書が改正されます。この改正は、決議審議会の報告書が送付されてから1カ月後に有効となります。

【 制定案と決議案の提出 】

それぞれの審議会に制定案または決議案を提出できるのは、クラブ、地区、RI理事会、RIBI審議会または大会です。決議審議会への決議案を提出する期限は、毎年6月30日です。今後の決議審議会と規定審議会に関する提出締切日は次の通りです。

・2023年決議審議会：2023年6月30日 ・2025年規定審議会：2023年12月31日

3.参考資料

①2022年 規定審議会 制定案審議結果(2022年4月16日時点)

日時:2022年4月11日～4月15日 場所:アメリカ シカゴ
参加者:規定審議会代表議員 前田 眞実(リモート参加)

【クラブ運営】

22-01 ロータリークラブの目的を改正する件

71:394 否決 クラブの目的を簡素化すること

22-02 ロータリークラブの目的を改正する件

178:293 否決 クラブの目的に中核的価値観を入れる

22-03 ロータリークラブの目的を改正する件

83:396 否決 クラブの目的にローターアクトを入れる

22-04 衛星クラブの命名規定を改正する件

212:271 否決 衛星クラブの名前の命名権を衛星クラブに

22-05 口頭による退会申出をクラブが受理する手順を規定する件

201:281 否決 口頭での退会を受理する

22-06 クラブ委員長が理事会メンバーとなれるようにする件

186:298 否決 常任委員会委員長をクラブ役員に

22-07 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件

329:155 採択 クラブ理事会の議事録の会員への提供を60日から30日へ

22-08 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件

124:356 否決 議事録の公開を60日から20日へ

22-09 年次総会において現年度の中間報告と前年度の財務報告を採択することを定める件

229:250 否決 報告だけでなく採択を

【会員】

22-10 バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件

420:56 採択

22-11 年齢または障害を基とした入会制限を禁止する件

142:320 否決 入会条件を多様性+年齢や障害に関係なく、を追記する

22-12 二重会員の禁止を廃止する件

135:342 否決 二つ以上のロータリークラブの入会を許可する

22-13 会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件

402:75 採択

22-14 正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件

329:151 採択

22-15 衛星クラブの会員に関する規定を改正する件

308:160 採択 衛星クラブかスポンサークラブの会員、どちらかを自ら選択できる

【ローターアクト】

22-16 ローターアクトの年齢制限を設ける件

183:292 否決 ローターアクトの年齢を18～40歳に

22-17 ローターアクトの年齢制限を設ける件

- 212:268 否決 ローターアクターの年齢を 30 歳以下に
22-18 ローターアクターが RI 委員会の委員となれることを明文化する件
393:79 採択

【RI 役員と選挙】

- 22-19 RI 会長候補者の指名に関する規定を改正する件
137:342 否決 RI 会長の選出を同一国から 5 年間は禁止を
22-20 会長選挙と理事選挙の一連の締切日を変更する件
413:71 採択 選挙に関連する締め切り日の短縮
22-21 理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件
280:208 採択 現状理事は 2 回の R 研究会 1 回の国際大会に参加していなければを削除
~~22-22 理事指名委員会委員の資格条件を改正する件
撤回~~
22-23 理事の資格条件を改正する件
210:275 否決 ガバナー経験後 3 年経過していなければを削除
~~22-24 理事選挙におけるクラブ投票手続きの一連の締切日を変更する件
撤回~~
22-25 ガバナーノミニーの資格条件を改正する件
撤回
22-26 ガバナーの資格条件を改正する件
161:324 否決 7 年以上ロータリアンでなければを削除
22-27 RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件
257:216 で理事会に差し戻し、その後次の日に 265:197 で再審議

【国際ロータリー(一般)】

- 22-28 ゾーン内セクションの変更過程を改正する件
380:92 採択 ゾーンの変更だけでなくゾーン内セクションの変更も含む
~~22-29 ゾーン境界線を見直し、変更する手続きを改正する件
撤回~~
22-30 RI のガバナンス構造を定期的に見直す件
152:321 否決 外部コンサルを入れて RI の組織ガバナンスを見直す
22-31 RI のガバナンス構造を定期的に見直す件
撤回
22-32 RIBI 役員の定義規定を改正する件
423:43 採択 会長名から議長へ変更する

【ロータリー財団(管理委員会)】

- 22-33 ロータリー財団管理委員会の構成を改正する件
276:203 無期限延期

【国際ロータリー(雑誌)】

- 22-34 機関雑誌において全会員に電子版を、希望者に印刷版も提供することを規定する件
206:287 否決
22-35 雑誌購読を任意とする件
119:369 否決

【国際ロータリー(クラブ)】

~~22-36 新クラブ加盟の最低会員数を下げる件~~

撤回

22-37 加盟金に関する規定を RI 細則から削除する件

144:344 否決 新クラブの加盟金を免除

22-38 地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止ま

たは終結する権限を理事会に与える件

352:130 採択

【国際ロータリー(委員会)】

22-39 RI 委員会に関する規定を改正する件

376:104 採択 常任委員会以外の委員会は必要に応じ設ける

22-40 青少年交換委員会について規定する件

222:259 否決 青少年交換委員会を常任委員会へ

22-41 インターアクト委員会について規定する件

112:371 否決 インターアクト委員会を常任委員会へ

【国際ロータリー(会議)】

~~22-42 RI 理事会による直接対面式の会合の数を制限する件~~

撤回

~~22-43 元会長審議会の規定を RI 細則から削除する件~~

撤回

【国際ロータリー(管理運営)】

22-44 事務総長の任期を 2 期までとする件

173:304 否決

22-45 事務総長の任期を 4 年とし 2 期までに限る件

142:338 否決

【人頭分担金】

22-46 人頭分担金を増額する件

285:205 採択 2023~24 年 73^{ドル}から毎年 2^{ドル} UP

22-47 40 歳未満の会員に対する人頭分担金を改正する件

68:410 否決

~~22-48 人頭分担金を 2022-23 年度の額に据え置く件~~

撤回

22-49 最低 10 会員分の人頭分担金を支払うことをクラブとローターアクトクラブに義務付ける件

154:323 否決

22-50 クラブ報告および会費支払いの期日を改正する件

158:321 否決 会費支払いを 7 月 1 日から 7 月 10 日へ変更

22-51 人頭分担金を月払いとする件

28:443 否決

【国際ロータリー(財務)】

22-52 監査委員会と監査済み財務諸表に関する規定を改正する件

357:102 採択 現状から米国会計基準で報告

22-53 理事会が RI 準備金からの支出を報告する場所を改正する件

432:33 採択 国際大会だけでなく規定審議会でも報告する
22-54 RI の予算と年次報告書をロータリーのウェブサイトで公開する件
事前採択

~~22-55 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件~~
撤回

【審議会(事前の手続き)】

22-56 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件
400:65 採択 反対意見無し

22-57 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件
255:216 採択 前回の規定審議会以降に発生したものに限定する

22-58 制定案に関連する締切日を改正する件
215:257 否決 現在は1年半前だが1年前にする

22-59 RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件
258:217 採択 規定審議会の直前に出される理事会案の期限を半年前までとする。

22-60 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件
212:265 否決 RI 定款第10条の b.c を削除する

22-61 RI 細則における矛盾を解消する件
事前審査で採択

22-62 決議審議会に提出された決議案または緊急制定案に欠陥があったとした理由
を公表することを義務化する件
232:250 否決 欠陥理由を提出先だけでなくすべてのクラブへ公表する。

【審議会(会議と代表議員)】

~~22-63 ローターアクトクラブが立法案と決議案を提案し、ローターアクターが投票権を
有する審議会議員となることを許可する件~~
撤回

22-64 審議会代表議員候補者の推薦規定を改正する件
117:360 否決 代表議員の候補を同一クラブから出さないように

22-65 直近の5名の元RI会長を投票権を有しない審議会議員とする件
158:314 否決 2019年に決定されたことを再度支持

22-66 規定審議会を直接会合またはオンライン会合で開催できるよう認める件
212:274 否決 規定審議会への参加方法を選択できるようにする

22-67 決議審議会における緊急制定案の採択に関する規定を明確化する件
119:359 否決 定款変更は2/3 その他は過半数以上で可決することを明文化

22-68 規定審議会の議事録を公開するよう規定する件
202:270 否決 現状は提案クラブまたは地区のみ

【審議会(その他)】

22-69 採択された決議案にかかわる決定についてガバナーに通知するよう規定する件
329:144 採択

22-70 国際ロータリー定款を、実質的な変更を行うことなく現代化かつ合理化する件
424:52 採択 定款の内容を変えずに表現を簡素に

【地区運営】

22-71 クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件

324:150 採択 SRF の試験的取り組みを RIBI 及びオーストラリア及びニュージーランドの地区で 6 年間実施 評価は RI 理事会

22-72 地区の境界の変更基準を変更する件

247:234 採択 クラブ数が 20 未満、ロータリアンが 1100 人未満、クラブ数が 100 以上
ロータリアンが 5400 名以上の地区は境界の変更ができる数値を具体的に

22-73 地区境界の変更における施行期日の延期を規定する件

125:349 否決 4 年延期を

22-74 年次地区大会の開催を義務とする規定を削除する件

118:361 否決 地区大会を毎年行わないで良いように

22-75 地区大会の開催の頻度と形式の規定を改正する件

撤回

22-76 地区大会の計画に関する規定を改正する件

168:292 否決 地区大会の開催地等をガバナーになるクラブと一緒に決める

【奉仕部門と行動規範】

22-77 専門能力開発を奉仕の第二部門に職業奉仕委員会を推奨されるクラブ委員会に加える件

227:245 否決 クラブ推奨委員会 5 つの他に職業奉仕委員会を追加する

22-78 積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件

249:219 採択 奉仕の第 3 部門に追記

22-79 高齢者の生活の質の向上を含めるよう奉仕の第三部門を改正する件

125:347 否決

22-80 地区と地区を国際的に結びつけるために奉仕の第四部門を改正する件

59:417 否決

22-81 標準ロータリークラブ定款に奉仕の理念を加える件

176:301 否決

22-82 ロータリアンの行動規範を規定する件

108:366 否決

【クラブ例会と出席】

22-83 クラブが例会を取りやめられる理由を改正する件

22-84 ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件

22-85 出席報告の提出義務を撤廃する件

22-86 出席報告を月次会員総数の報告に変更する件

22-87 出席報告の要件を改正し、奉仕活動の四半期報告を含める件

22-88 クラブ細則において出席規定の例外を規定することを禁ずる件

22-89 クラブ細則に出席規定の例外を定めることを禁じメイクアップの期限を改正する件

22-90 例会欠席のメイクアップの期限を改正する件

22-91 例会欠席のメイクアップの期限を改正する件

22-92 出席規定の免除手続の規定を改正する件

【追加の立法案】

22-93 事務総長の資格と報酬制限を定める件

135:336 否決

22-94 新世代交換委員会について規定する件

132:345 否決 新世代交換委員会を常任委員会へ

②2016年・2019年・2022年の比較

2016年規定審議会決定事項 抜粋

- 16-01 クラブ理事会の議事録を60日以内に全会員に開示しなければならない。
- 16-02 クラブ会計を理事会メンバーとする。
- 16-05 CLPに基づく5つの常任委員会を有するべきである。
- 16-06 標準RC定款にロータリークラブの目的(Purposes)を新設する。
- 16-07 クラブ入会金規定を削除(任意)
- 16-21 クラブ例会頻度と出席に関する規定をクラブ細則で定めることができる。(任意)ただし、最低1ヶ月に2回は開催しなければならない。
- 16-26 祝日のある週は、クラブ例会の取り消しが出来る。(任意)
- 16-30 従来型のクラブでもインターネット例会が可。同時にEクラブも顔を合わす例会も可。
- 16-82 従来型クラブとEクラブとの区別がなくなる。RI細則と標準RC定款からEクラブ条項を削除する
- 16-35 出席免除規定に20年以上のロータリー歴を加える。(任意)
- 16-40 ローターアクターとロータリー学友を正会員と認める件 ローターアクターは2重会員となれる。
- 16-99 人頭分担金を増額する件
毎年4ドルずつの大幅な値上げ 17-18年度 60ドル 18-19年度 64ドル 19-20年度 68ドル (15-16年度は55ドル、16-17年度は56ドル)

2019年規定審議会決定事項 抜粋

- 19-22 クラブ会長の任期を改正する件 クラブ会長の後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を1年に限り延長する。 279:225
- 19-24 クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件 年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。今年度の予算執行状況を審議することを追加修正。 408:102
- 19-28 クラブの所在地に関する規定規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。 404:104
- 16-30 例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件、第7条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条、各項ごとに記載して、分かりやすくする。 336:174
- 19-35 欠席のメイクアップに関する規定を改正する件 例会の定例の時の前14日または後14日の規定を、同年度以内に変更する 286:217
- 19-37 クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI理事会) 会員身分の公職に就いている人とRI職員に関する規定を削除する。 380:125
- 19-39 クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI理事会) 「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。(同一職業分類に属する会員数が正会員の10パーセント以下と

なる規定など) 403:108

- 19-53 ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件 いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。
- 19-62 事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件 事務総長の呼称を、実態を踏まえて、RIの最高執行責任者からRI最高経営責任者に変更する。 306:214
- 19-72 ローターアクトクラブがRI加盟を求められることを明確にする件 (RI理事会) ローターアクトクラブのRI加盟を規定し、ロータリーファミリーに迎え入れようとするもの。RI加盟により、ローターアクトクラブのRIとの所属関係がより高い位置づけとなる。ローターアクトは引き続きロータリアンと明確に異なる権利、特権、代表を維持することになる。また、ローターアクトクラブは、その会員のおのおのにつき、理事会により定められた通りに人頭分担金を支払うものとする。 381:134
- 19-82 人頭分担金を増額する件 (RI理事会) 2020-21年度から2022-23年度まで、人頭分担金を年に1ドルずつ増額する 20-21年度 69ドル、21-22年度 70ドル 22-23年度 71ドルへ増額する。 333:174

2022年規定審議会決定事項 抜粋

- 22-07 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件 329:155
- 22-13 会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件 402:75
- 22-15 衛星クラブの会員に関する規定を改正する件 308:160
- 22-38 地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与える件 352-130
- 22-46 人頭分担金を増額する件 285:205
- 22-71 クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件 324:150
- 22-72 地区の境界の変更基準を変更する件 747:234
- 22-84 ローターアクトがロータリークラブの例会に出席することを許可する件 426:45
- 22-85 出席報告の提出義務を撤廃する件 319:162
- 22-92 出席規定の免除手続の規定を改正する件 233:229

③ローターアクトクラブに関する変化

- 2014年 10月 理事会は、ローターアクターのRI人頭分担金を支払うことを規定する件を2016年規定審議会提案として決定。その後、2015年 1月理事会で取下げ。
- 2015年 1月 理事会は、ローターアクトクラブと言う若者のためのクラブを設立し、人頭分担金を課す件を2016年規定審議会提案として一時承認後、再度取下げ。
- 2016年 4月 2016年規定審議会ではローターアクターが正会員となることを認めることを採択。(2重会員が認められる)
- 2018年 1月 理事会はPETSや地区研修会議にアクトクラブの代表者を派遣することを推奨し、その費用をロータリークラブや地区が支援すること奨励。
- 2018年 4月 2019年国際協議会にアクト代表を公式に招待すること(60名)を決定。
- 2018年 10月 理事会は、地域リーダー(ARC、ARRFC)に現・元アクター任命を推奨。さらに、財団補助金をアクトクラブが申請でき、またアクト会員の財団への寄付の新たな認証制度設けることをTRFに要請。
- 2019年 4月 2019年規定審議会では、ローターアクトクラブのRI加盟が承認。
- 2019年 4月 理事会は、ローターアクトクラブが新たにインターアクトクラブを提唱できること、大学を基盤としたローターアクトクラブと地域社会を基盤としたローターアクトクラブを独自の参加戦略を持った別のロータリープログラムとして分離すること、さらにローターアクトの年齢幅を削除することなどを検討することを決定。
- 2019年 4月 管理委員会はローターアクトの寄付認証を承認。少なくとも5名のローターアクトクラブ会員が50米ドル以上を寄付する場合、財団から特別な感謝状がクラブに贈られる。
- 2019年 7月 理事会はローターアクト地位向上タスクフォースを設置し、下記を検討。
- ・ローターアクトの人頭分担金の検討(金額と時期)
 - ・財団プログラムへのローターアクトの参加
 - ・コミュニケーションと変更管理計画
 - ・ロータリー章典 41.040.節(また関連する節)の見直し
 - ・ローターアクトの状況変化でもたらされるその他すべてのテーマ
- 2019年 10月 ローターアクト定款の変更。2020年 7月より有効(年齢制限廃止など)
- ・提唱クラブなしのローターアクトクラブ結成を可能にする。
 - ・ローターアクトクラブを提唱クラブとするローターアクトクラブの結成を可能にする。
 - ・ローターアクトの年齢上限を解除する(ただし若い成人のプログラムとして維持する)。
 - ・すべての地区委員会にローターアクターを加えることをロータリー地区に強く奨励する。
 - ・ローターアクターの人頭分担金の額を設定するため引き続き検討する。
 - ・2021年 7月 1日付で新しいローターアクトクラブの加盟金 50米ドルを廃止する(ローターアクト人頭分担金を設定された場合)。
 - ・RI委員会のアドバイザーとしてローターアクターを任命するよう今後のRI会長に奨励する。□ロータリーとローターアクトのクラブ管理とコミュニケーションをより容易にする携帯アプリの開発を模索する。
 - ・ローターアクトに関して以下の目標を設定する:

- 2022 年までに、報告されたローターアクターの数を 100 パーセント増やす
 - 2022 年までに、報告されたローターアクターのうち、ロータリー クラブに入会する人の数を 20%増やす
 - 2029 年までに報告されたローターアクターの数を 100 万人に増やす
- ロータリー章典 アクトクラブの記述が大幅変更 (2020 年 7 月より有効) スポンサー、会合や活動、研修などすべての項目が新たになった。

2020 年 1 月 理事会は、2022 年 7 月 1 日よりアクターの人頭分担金徴収 8 ドル決定。(ただし、大学基盤のクラブは 5 ドル)。年齢上限撤廃については、更にそれを明確化し、クラブ細則で上限を定めることができ、義務化しないことに修正。

2020 年 6 月 2022 年 7 月 1 日付で、ローターアクトクラブがグローバル補助金プロジェクトで援助国側提唱者または実施国側提唱者になること(ただし、ローターアクトクラブがグローバル補助金で以前にロータリークラブと一緒に活動したことがあることを条件とする)を許可することに同意。

2020 年 11 月 標準ローターアクトクラブ定款を改正し、ローターアクトクラブに名誉会員をおくことができ(会員が 2 つ以上のローターアクトクラブの名誉会員に選ばれることを認める)また、ローターアクトクラブが衛星クラブを設置できる事が決定。さらに、新ローターアクトクラブ設立のための 12 人という創立会員の推奨人数を奨励することが決定された。

2022 年規定審議会に、ローターアクターが RI 委員会委員を務めることができる件と RI 審議会でローターアクターが代表議員となることを規定する件を理事会提案とする。2021 年

4 月 現・元ローターアクターに対し、既存ロータリークラブへの入会を促進するか、または、将来の新クラブ設立を支援する戦略を立てるよう、地区ローターアクト委員長ならびに地区会員増強委員長に奨励しました。

2021 年 11 月 アクターのロータリーへの完全一体化を進めることが理事会で決定。章典に、「ロータリークラブとローターアクトクラブの両方が、新しいロータリークラブを提唱することができる」が追加される。

2022 年 1 月 Jones 会長エレクトのインタビューで、ローターアクトの力をさらに高め、パートナーとしての関係を強固なものにすることを訴え、一例として、会長代理の任務の最大 10%を「資格を有する」ローターアクターに提供すること、さらに、RI の「環境の保全計画グループ」の委員会にローターアクトのリーダーを 4 人選出し、ロータリアンのリーダー 4 人と共に重点分野の立ち上げを進めることを発表。

2022 年 6 月 会長は、オブザーバーとして理事会に出席するローターアクト代表を任命するよう要請される。

2022 年 2 月 RI 審議会でローターアクターが代表議員となることを規定する件を RI 理事会は撤回。2021 年決議審議会で採択された「ローターアクトクラブ会員の年齢上限を 35 歳に設定することを検討するよう RI 理事会に要請する件」を理事会は否決し、現時点でローターアクトクラブの年齢上限を設定しないことを決定。

2022 年 4 月 規定審議会において、ローターアクターを RI 委員会委員に指名してもよい件(RI 細則)及び、ローターアクターがロータリークラブの例会に出席できる件(RI 細則)が採択された。さらに、ローターアクトの年齢制限を設ける制定案(40 歳以下または 30 歳以下)はすべて否決された。

ローターアクトクラブ会員数の推移

1.現在のクラブ数と会員数

2022～23年度 地区代表：向井蓮（大分中央ローターアクトクラブ）			
熊本Gクラブ数 （会員数）	大分Gクラブ数 （会員数）	地区クラブ数 （会員数）	1クラブ平均会員数
7 (45)	6 (44)	13 (89)	6.8 (熊本G 6.4) (大分G 7.3)

2.直近8年間のクラブ数と会員数の推移

年度	熊本Gクラブ数 （会員数）	大分Gクラブ数 （会員数）	地区クラブ数 （会員数）	1クラブ平均 会員数
2021～22	7（休会2）	6	13 (92)	7
2020～21	7（休会2）	6	13 (97)	7.5
2019～20	9 (64)	6 (47)	15 (111)	7.4
2018～19	9 (-)	6 (-)	15 (121)	8
2017～18	9 (92)	5 (69)	14 (161)	11.5
2016～17	9 (82)	5 (41)	14 (123)	8.8
2015～16	9 (80)	5 (57)	14 (137)	9.8
2014～15	9 (80)	5 (58)	14 (138)	9.8

3.(参考)1997～98年度のクラブ数と会員数(アクト手帳より)

1997～98年度 地区代表：阿蘇ローターアクトクラブ会員			
熊本分区クラブ数 （会員数）	大分分区クラブ数 （会員数）	地区クラブ数 （会員数）	1クラブ平均会員数
12 (188)	9 (116)	21 (304)	14.5 (熊本分区 15.6) (大分分区 12.9)

④細則について

細則の改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の 10 日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の 3 分の 2 が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI 定款、RI 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

***ロータリークラブ定款の中で次に掲げる部分はこれと違う規定をクラブで含める事が出来る
ただし細則の改正手続きを行い、自クラブの細則に掲載しなければならない。**

第 7 条 会合

第 1 節 - 例会。

(a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
(b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。

(c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。

(d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。

(1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合

(2) 会員の葬儀の場合

(3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または

(4) 地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができるが、3 回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

(e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第 1 節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

(f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

第 8 条 会員身分

第 2 節 - 種類本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。本条第 7 節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第 4 節 - 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 - 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 - 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第 7 節 - 例外。細則には、第 8 条第 2 節および第 4～6 節に従わない規定を含めることができる。

第 10 条 出席

第 1 節 - 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 - 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 - その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 4 節 - RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 - 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第 6 節 - 出席の記録。本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条

第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 7 節 - 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 13 条 会員身分の存続

第 4 節 - 終結 - 欠席。

(a) 出席率。会員は、

- (1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

